

「ST絵記号」使用のご提案

子どもたちの安全を守るために、玩具業界以外の貴社でも「ST絵記号」を採用しませんか？

PL法施行を前に、日本玩具協会は従来から行っていた玩具の安全確保をさらに推し進めました。子ども向けの絵記号(ピクトグラム)を導入したのもそのひとつ。どのような絵記号を採用するか、私たちは議論を重ねました。

絵記号は一般的に認知されたものを使うのが基本です。私たちも、通産省(現経済産業省)から発行された表示のガイドライン、家電製品協会のガイドライン、ISOやANSIなどの海外基準などからの採用を検討しました。しかし、誤飲事故やひも・鎖の巻き付け事故など、子どもたちに特有の危険を避けるための適切な絵記号はありませんでした。

そこで私たちは、子どもたちに特有で、かつ高い危険性を持つものにふさわしい注意表示の絵記号を新たに作成しました。

子どもたちに認知しやすいと思われる数種のデザインを起こし、意味が十分通じるように絵記号とひらがなの併記にするなどの工夫を加え、幼稚園児・保護者の聞き取りアンケートの実施による理解度の実証などの作業を経て完成したのが、下記の7種類の絵記号(禁止6種類、推奨1種類)です。

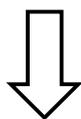


先にも申し上げた通り、絵記号は一般的に認知されること、そしてできるだけ共通化することがポイントです。私たちは、日本玩具協会が作成した絵記号の使用の輪を、玩具に限らず、子どもたちが使用する様々なものに広げていきたいと考えています。

もし、貴社の商品が子どもたちを対象とするものでしたら、絵記号の採用をご検討いただけますようお願いいたします。

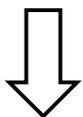
注意表示絵記号表示のながれ

絵記号使用申請書に記入の上、
商品現品とともに提出して下さい



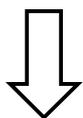
- ・商品と併せて注意表示の文面や、パッケージデータなどがあればお送りください。
- ・1商品ごとに使用申請書を作成してください。

審査後、適切に使用されている場合は、
絵記号使用承諾書をお送りします



- ・申請書が到着してから、一週間前後で審査が完了します。
- ・承諾書の有効期限は、一年間となります。
- ・絵記号の使用は無料です。

パッケージにマークを表示して下さい



- ・新規の方には、マークデータをお渡しします。

有効期限(一年)以降も絵記号を使用する
場合は、更新の使用申請をして下さい

- ※ 新規申請の際にご提出いただく商品は、ご返却することが可能です。返却を希望する旨を明確に記載して下さい。また、ご返却は宅配便着払いとなりますので、予めご了承ください。
- ※ 更新の手続きは、新規申請と同様に「使用申請書」をご提出いただきます。ただし、更新の場合は商品の提出は必要ありません。

絵記号使用申請書

一般社団法人 日本玩具協会 御中

社名	
部署名	
担当者名	
TEL	
E-mail	

下記商品に絵記号を使用したいので申し込みいたします。

商品名		対象年齢	
JANコード	NO.	<input type="checkbox"/> JANコードの使用なし	
申請日	年 月 日	小売価格	

【使用したい絵記号】



くちにいけない



みずにはぬらさない



ひにちがづけない



ひとにむけない



まきつけない



うえにのらない



おとなといっしょ

※商品画像を下記に貼付してください。また、商品現品をご提出下さい。

事務局 使用欄	
審査受付日	受付番号
年 月 日	No.